

## ◎ 2022年6月20日 無人航空機の登録が義務化

国土交通省航空局は、無人航空機（バッテリーを含む重さが、100g以上の機体）の所有者に対して、6月20日より機体登録を義務化しました。

登録の義務化は、事故やトラブルの際、所有者を速やかに特定する狙いがあります。

2022年6月20日から機体登録、登録記号の表示、識別措置（リモート ID）が義務化となります。6月19日までに申請受付が完了した機体については、リモート ID の搭載が免除されます。

登録せずに飛行した場合は、航空法に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることがありますので、法令を遵守しながら安全飛行させてください。

無人航空機の登録義務化に伴い、以下通達等が更新されたのでご確認ください。

- ・無人航空機（ドローン、ラジコン等）の安全な飛行のためのガイドライン
- ・無人航空機に係る規制の運用における解釈について
- ・無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
- ・航空法第132条の3（捜索・救助等のための飛行）の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン
- ・航空局標準マニュアル01

飛行場所を特定した申請で利用可能な航空局標準マニュアル

- ・航空局標準マニュアル02

飛行場所を特定しない申請のうち、以下の飛行でのみ利用可能な航空局標準マニュアル

- ・人口集中地区上空の飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m以上の距離を確保できない飛行
- ・危険物輸送又は物件投下を行う飛行
- ・航空局標準マニュアル（空中散布）  
農用地等における無人航空機による空中からの農薬、肥料、種子又は融雪剤等の散布（空中散布）を目的とした航空局標準マニュアル
- ・航空局標準マニュアル（研究開発）  
無人航空機の機体及び操縦装置の研究開発のための試験飛行を目的とした航空局標準マニュアル
- ・航空局標準マニュアル01（インフラ点検）、航空局標準マニュアル02（インフラ点検）  
無人航空機によるインフラ・プラント点検飛行を目的とした航空局標準マニュアル
- ・DIPS 飛行許可承認申請の手引き資料更新  
DIPS 申請手引き資料  
操作マニュアル（申請者編）  
ドローン情報基盤システムページ

詳細については、下記 URL から閲覧できます。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)